

魚津市公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく市民からの公益通報の処理に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって市民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(通報の到達)

第2条 市民から市への通報については、情報広報課において受け付けるものとする。情報広報課は、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関（以下「通報処理機関」という。）であると考えられる関係課に通報の内容を連絡するものとし、市以外の行政機関が通報処理機関であると認めたときは、通報者に対して、当該通報処理機関を教示するものとする。

2 前項において、情報広報課から連絡を受けた関係課が通報処理機関であると認めたときは、以降、当該関係課が通報を処理する。

3 前項において、連絡を受けた関係課は、市の他の関係課が通報処理機関であると認めたときは、当該関係課に通報内容を連絡するものとし、市以外の行政機関が通報処理機関であると認めたときは、通報者に対して、当該通報処理機関を教示するものとする。

4 市民から直接、市の関係課に通報があったときは、当該関係課が第1項において情報広報課が、前2項において連絡を受けた関係課が行うものと規定する対応を行うものとする。

(通報の受理)

第3条 通報処理機関は、当該通報が公益通報であるときは、通報を受理するとともに、その旨を通報者に通知するものとする。

2 前項において、当該通報が公益通報に該当しないときには、通報者に受理しない旨を通知するものとする。

3 前2項の場合において、通報者が連絡を望まないとき又は匿名等の理由により連絡先が不明なとき等は通知を行わないものとする。

(通報処理担当者)

第4条 通報処理に従事する職員（以下「通報処理担当者」という。）は、原則、各関係課の長及び当該長を直接補佐する者とし、その他必要があると認めるときは、関係課の長は当該職員の中から通報処理担当者を指名することができるものとする。

2 通報処理担当者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(調査の実施)

第5条 通報処理機関は、通報の受理後、当該通報について調査を行う必要があると認めるときには、通報処理担当者に必要な調査を行わせるものとする。

2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認める方法で行うものとする。

3 調査の進捗状況については、適切な法執行の確保、利害関係人の業務状況、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して、適宜、通知することができる。

4 調査の結果については、速やかに取りまとめを行い、遅滞なく通報者に通知するものとする。

5 第1項において、調査を行う必要がないと認めるときには、通報者に調査の必要のない旨を通知するものとする。

(受理後の教示)

第6条 通報の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が通報処理機関であることが明らかになったときは、通報者に対して、当該通報処理機関を遅滞なく教示するものとする。

2 前項の場合において、当該教示を行う行政機関は、法執行上の問題のない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者又は通報処理機関に提供することができる。

(是正措置)

第7条 通報処理機関は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(協力義務)

第8条 職員は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

2 通報対象事実に対して、通報処理機関が複数あるときは、連携して調査を行い、又は措置を行うなど、相互に緊密に連携し協力するものとする。

(事務分掌)

第9条 市民からの公益通報全般に関する企画、連絡及び調整に関することは情報広報課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民からの公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年3月15日魚津市告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日魚津市告示第23号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日魚津市告示第101号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【留意事項】

1. 市民（通報者）の範囲について

- (1) 公益通報者保護法において、公益通報者は労働基準法第9条に規定する「労働者」であり、「労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者」について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報するとされている。
- (2) 労働基準法上の労働者の定義は「職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用された者で、賃金を支払われる者をいう」であることから、他人の指揮命令又は具体的指示のもとに労務を提供する「労働契約関係」にある者とされており、正社員に限らず、アルバイトやパートタイム職員を含む。
- (3) **また**、労務提供先とは、①労働者を自ら使用する事業者、②労働者派遣の役務の提供を受ける事業者、③請負契約その他の契約に基づいて、労働者が他の事業者の事業に従事する場合の当該他の事業者とされていることから、派遣労働者や取引先の労働者も含まれる。

2. 匿名の通報について

匿名の通報であれば、通常は通報者が特定されず不利益な取扱いを受けないため保護する必要は生じない。(但し、最終的に通報者が特定される場合も考えられ、その場合は保護の対象にある。)

また、通報者との連絡がつかず、十分な調査ができないことがあることや、通報者へのフィードバックも困難なことから、実名による通報と同様の処理を行うことは困難である。

法令遵守のために有益な情報が寄せられる場合もあることから、情報提供として受け付ける等の対応を図ることが望ましい。

3. 通報を受理しない事案について

- ① 通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合
- ② 通報内容が著しく不分明な場合
- ③ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合

など、受理しても何ら対応できないことが容易に判断できるものについて、受理しないという取扱いができる。

4. 受理しても調査しない事案について

形式的に要件を備えている事実が通報された場合は、受理せざるを得ないと思われるが、①既に調査済みあるいは改善済みなどのように調査する

必要性が認められない場合や、②調査を行うことによってより重大なほかの法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合は、例外的に調査を行わない判断をすることができる。

- 5 通報者自らが行っている法令違反行為を通報した場合について
公益通報を理由とした不利益取扱いは禁止される。

しかし、それとは別に通報者が行っている法令違反行為を理由とした不利益取扱いについては、事例ごとに判断されることとなる。

- 6 通報者が法令や内部規則に違反して、法令違反行為を証明する資料を取得した場合について

公益通報を理由とした不利益取扱いは禁止される。

しかし、それとは別に法令違反行為や内部規則違反を理由とした不利益取扱いについては、事例ごとに判断されることとなる。

- 7 同僚等の私生活上の法令違反行為を通報した場合について

事業者とは無関係な私生活上の法令違反行為等については、公益通報制度の対象にはならない。